

漁業特定技能協議会（第8回）

議事次第

書面開催
期 間：令和7年11月21日～11月28日

開 会

- 新たに2号構成員になろうとする者の構成員資格の確認

配布資料：

- 資料1 協議会2号構成員加入について（全内漁連事務連絡）
資料1-1 2号構成員の資格確認申請書（全国鮎養殖漁業組合連合会）
資料1-2 2号構成員の資格確認申請書（全国養鯉振興協議会）

資料2 漁業特定技能協議会構成員一覧

参考資料 漁業特定技能協議会決定事項（抜粋）

漁業特定技能協議会
事務局 御中

全国内水面漁業協同組合連合会
専務理事 中奥 龍也

全国内水面漁業協同組合連合会会員における
漁業特定技能協議会2号構成員の加入について

平素より、全国内水面漁業協同組合連合会(以下、全内漁連という。)の事業推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全内漁連は漁業特定技能協議会設立当初から、2号構成員として、傘下の内水面養殖団体を代表して参画し、会員への情報提供や相談等の連絡調整および指導を行って参りました。これについては、以後も継続して実施して参ります。

今般、内水面養殖業においても特定技能外国人の受入れ要望があることから、全内漁連傘下の養殖団体(全国鮎養殖漁業組合連合会および全国養鯉振興協議会)が新たに2号構成員となって、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する指導を行いたいとの要望がありました。また、当該2団体は全内漁連の賛助会員であります、協議会1号構成員の指導・管理業務については、事業者および事業内容に詳しい各団体において実施することが機能的・実質的と考えられます。

つきましては、本会賛助会員である全国鮎養殖漁業組合連合会および全国養鯉振興協議会について、貴協議会2号構成員としての加入を認めていただけるようお願い申し上げます。

なお、2号構成員資格確認申請については、漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領(平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第3号、以下「取扱要領」という。)第3条第1項の規定に基づいていること、取扱要領第1条第3項に掲げる基準については、すべて該当していることを全内漁連が確認した後、各団体から一式申請することを申し添えます。

令和7年8月4日

漁業特定技能協議会
水産庁長官 殿

全国鮎養殖漁業組合連合会
代表理事長 木村 泰造
(公印省略)

漁業特定技能協議会2号構成員の資格確認申請について

平素より、漁業特定技能制度の運用につきまして、格段のご指導・ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、全国鮎養殖漁業組合連合会の関係組合より、漁業分野における鮎養殖業において特定技能外国人の受入れ要望があることから、当会が同特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に関する指導及び助言を行うこととなりました。

つきましては、漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第3号、以下「取扱要領」とする）第3条第1項の規定に基づき申請しますので、貴協議会の2号構成員として加入するための資格確認をよろしくお願いいたします。

なお、取扱要領第1条第3項に掲げる基準については、すべて該当していることを申し添えます。

全国鮎養殖漁業組合連合会 会則

目的

第1条 この会は各鮎養殖漁業組合の連絡を密にして協同して経済活動を行い鮎養殖漁業の生産向上を図る事を目的とする。

組織

第2条 この会は全国の鮎養殖漁業組合または鮎養殖業者、鮎販売業者などの鮎流通関係業者(法人もしくは個人)をもって組織する。

事業

第3条 この会は目的を達するため次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡協議
2. 生産物の販売促進に関する事
3. 生産物の品質向上と安心安全に関する事
4. 養殖生産技術向上に関する事
5. 生産物の出荷調整に関する事
6. 魚病対策と技術向上に関する事
7. 生産経費に関する事
8. 其の他理事会で必要と認めた事

名称

第4条 この会の名称を全国鮎養殖漁業組合連合会と称す。

事務所

第5条 この会の事務所は、理事会で指定する場所に設置するものとする。

役員

第6条 この会に次の役員をおく。

会長・・・1名
副会長・・・2名～3名
理事・・・若干名
監事・・・若干名
専務理事・・・1名 ※活動運営補佐役

理事および監事は各組合より選出する。会長、副会長は理事の互選とする。

専務理事は組織内外から会長が指名する。

役員の任期は2年とする。

顧問参与

第7条 この会に顧問または参与を置くことが出来る。

顧問または参与は会長が理事会に図り委嘱する。

会長の職務

第8条 会長はこの会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故ある時は会長の職務を代理する。

理事会

第9条 理事会は会長が必要と認めたとき随時開催する。

監査

第10条 監事はこの会の会計を監査し総会および理事会に報告する。

会議

第11条 この会の通常総会は毎年1回開催するものとし会長が招集する。

ただし会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することが出来る。

経費

第12条 この会の経費は負担金および寄付金その他を以ってこれに充てる。

事業年度

第13条 この会の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日終わる。

予算決算

第14条 会長は毎年事業計画書および前年度収支決算書を作成し次期総会においてその承認を受けるものとする。

雑則

第15条 この会則の変更および廃止は総会に因りこれを定める。

第16条 この会則に定めるものの外必要な事項は会長が理事会に因り定める。

附則

1. この会則は昭和49年8月20日から施行する。

2. 昭和62年1月26日一部改正（会の名称）

3. 平成14年3月14日一部追加改正（第2条組織）

4. 平成28年4月6日一部追加改正（第2条組織、第3条事業、第6条役員）

5. 令和2年2月18日一部改正（第6条役員）

漁業特定技能協議会
水産庁長官 殿

全国鮎養殖漁業組合連合会
会長理事 木村 泰造
<公 印 省 略 >

漁業特定技能協議会 2 号構成員としての責務に関する誓約

全国鮎養殖漁業組合連合会は、漁業特定技能協議会 2 号構成員としての責務を理解した上で、傘下会員に対して、協議会で議論された特定技能外国人制度で受け入れる外国人材は安価な労働力ではないという基本認識を持ちつつ、下記協議会決定事項 1 ~ 3 のことについて周知するとともに遵守させます。

記

1. 就業規則の整備の促進

受入れ機関（養殖業事業者）は、実情に応じた就業規則を作成し、日本人と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用すること。

2. 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

受入れ機関（養殖業事業者）は、雇用する特定技能外国人材に事件・事故、行方不明、離職等が発生した場合に所属の 2 号構成員を通じて報告するとともに、経緯や再発防止策等を報告すること。

3. 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止

外国人材本人の意向や技能実習 2 号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。

令和7年9月18日

漁業特定技能協議会
水産庁長官 殿

全国養鯉振興協議会
(公印省略)
会長 岡田 広

漁業特定技能協議会2号構成員の資格認定申請について

平素より、全国養鯉振興協議会の振興に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、養鯉業界においても特定技能外国人の受け入れ要望があることから、全国養鯉振興協議会が会員に対する特定技能外国人の適正な受け入れ及び保護に関する指導を行うことといたします。

つきましては、貴協議会の2号構成員として加入するための資格確認をお願いしたく、漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領(平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第3号、以下「取扱要領」という。)第3条第1項の規定に基づき申請いたします。

なお、取扱要領第1条第3項に掲げる基準については、すべて該当していることを申し添えます。

全国養鯉振興協議会 規約

昭和42年4月13日 施行
平成 6年7月15日 改訂
平成26年9月29日 改訂

全 国 養 鯉 振 興 協 議 会

全国養鯉振興協議会規約

第1章 総 則

第1条 この協議会は、会員が協力して経済活動を行い、養殖鯉の生産者、及び取扱い業者の、販売事業の向上と価格の安定を図り、もって事業の振興と会員の経済的、社会的地位を高めることを目的とする。

第2条 この協議会は、全国養鯉振興協議会と称し、事務所を茨城県に置く。

第3条 この協議会は、次に掲げる事業を行う。

- 1 養殖鯉の生産、加工、販売の計画に関すること。
- 2 種苗の確保とその需給に関すること。
- 3 養殖技術の研究と飼料及び魚病対策に関すること。
- 4 養鯉に関する技術及び経営の向上を図るための教育並びに情報の提供に関すること。
- 5 前各号の事業に附帯する事業。

第2章 会 員

第4条 この協議会は、各県ごとに統一組織した養殖鯉を扱う事業団体をもって組織する。また、準会員を設ける。但し、議決権を持たないものとする。

第5条 1 この協議会に加入しようとする団体は加入申込書を会長に提出し、会長は理事会に諮り加入の可否を決する。
2 この協議会を脱退しようとする会員は、毎年度末 90 日前までに申し出なければならない。

第6条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

この場合は、その会員に対し総会において弁明する機会を与えなければならぬ。

- 1 経費の支払い、その他協議会に対する業務を怠ったとき
- 2 協議会の事業を妨げる行為をしたとき
- 3 規約に違反し、またはその他協議会の信用を失わせるような行為をしたとき

第7条 会員はこの協議会の経費を分担する。

第3章 役員

第8条 この項議会に役員として理事22名以内、監事3名を置く。

第9条 この協議会の役員は総会において所属団体の役員のうちから選任する。

2 総会において必要と認めるときは、その決議により前項で定める理事以外から選任することができる（これを特別理事という。）

3 会長、副会長若干名及び専務1名は前二項の規定により選任された理事の互選とする。

4 理事のうち若干名を常任理事とし手理事により互選する。

5 会長は理事会に諮り、参事1名を職員の中から任命する。

第10条 会長はこの協議会を代表し、理事会の決定に従い会務を統括する。

2 会長事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従い副会長これに当たり、会長、副会長、専務理事共に事故あるときはあらかじめ定めた理事がこれに当たる。

3 監事はこの協議会の事務及び財産の状況を監査する。

4 専務理事は、会長を補佐してこの協議会の業務を処理し、会長、副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 職員は会長の命を受けて事務を処理する。

第11条 役員の任期は3年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第12条 この協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

第4章 総会

第13条 会長は毎年7月に通常総会を招集するものとする。

第14条 次の事項は総会の決議を経なければならない

1 規約の変更

2 役員の選任

3 事業計画及び事業計画の承認

4 会員の除名

5 解散

6 前各号に掲げるもののほか、協議会運営上、特に必要とする事項

第15条 会員は各1個の議決権及び選挙権を有する。

- 第16条 総会の議決は、会員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって決する。
この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 第17条 総会の議事について議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名又は記名押印するもとする。
- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日、開催の日時及び場所
 - (2) 会員数及びその出席者
 - (3) 議事の経過の要領
 - (4) 議案別の議決の結果

* 本会の規約の原本と相違ありません。

令和7年4月21日
全国養鯉振興協議会
会長 岡田広

漁業特定技能協議会
水産庁長官 殿

全国養鯉振興協議会
会長 岡田 広
<公印省略>

漁業特定技能協議会 2 号構成員としての責務に関する誓約

全国養鯉振興協議会は、漁業特定技能協議会 2 号構成員としての責務を理解した上で、傘下会員に対して、協議会で議論された特定技能外国人制度で受け入れる外国人材は安価な労働力ではないという基本認識を持ちつつ、下記協議会決定事項 1 ~ 3 のことについて周知するとともに遵守させます。

記

1. 就業規則の整備の促進

受入れ機関（養殖業事業者）は、実情に応じた就業規則を作成し、日本人と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用すること。

2. 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

受入れ機関（養殖業事業者）は、雇用する特定技能外国人材に事件・事故、行方不明、離職等が発生した場合に所属の 2 号構成員を通じて報告するとともに、経緯や再発防止策等を報告すること。

3. 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止

外国人材本人の意向や技能実習 2 号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。

漁業特定技能協議会構成員

(漁業特定技能協議会運営要領（漁業特定技能協議会決定第1号）第3条第二号～第五号関係)

令和6年11月8日現在

[2号構成員]

一般社団法人大日本水産会
 全国漁業協同組合連合会
 一般社団法人全国いか釣り漁業協会
 一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
 一般社団法人全国底曳網漁業連合会
 一般社団法人日本定置漁業協会
 一般社団法人全国まき網漁業協会
 全国かじき等流し網漁業協議会
 全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
 全国さんま棒受網漁業協同組合
 海士町
 一般社団法人全国海水養魚協会
 一般社団法人全日本持続的養鰻機構
 全国真珠養殖漁業協同組合連合会
 全国内水面漁業協同組合連合会
 全国海苔貝類漁業協同組合連合会
 長崎県
 一般社団法人全日本錦鯉振興会
 愛南漁業協同組合
 全国鮎養殖漁業組合連合会 ← 新たに追加
 全国養鯉振興協議会 ← 新たに追加

[3号構成員]

全日本海員組合

[4号構成員]

水産庁
 法務省
 警察庁
 外務省
 厚生労働省
 国土交通省

[5号構成員]

公益財団法人国際人材協力機構

1 漁業分科会

漁業職種の特定技能雇用契約の相手方となる運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会
一般社団法人全国いか釣り漁業協会
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
一般社団法人全国底曳網漁業連合会
一般社団法人日本定置網漁業協会
一般社団法人全国まき網漁業協会
全国かじき等流し網漁業協議会
全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
全国さんま棒受網漁業協同組合
海士町
長崎県
全日本海員組合
水産庁

2 養殖業分科会

養殖業職種の特定技能雇用契約の相手方となる1号構成員

全国漁業協同組合連合会
海士町
一般社団法人全国海水養魚協会
一般社団法人全日本持続的養鰻機構
全国真珠養殖漁業協同組合連合会
全国海苔貝類漁業協同組合連合会
全国内水面漁業協同組合連合会
一般社団法人全日本錦鯉振興会
愛南漁業協同組合

全国鮎養殖漁業組合連合会 ← 新たに追加

全国養鯉振興協議会 ← 新たに追加

水産庁